

最高裁秘書第4636号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付，最高裁秘書第815号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

藤田宙靖裁判官の履歴書（片面で8枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，個人識別情報（本籍地等）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

籍		現住所		出生地		年号		月日		事		項		庁		名	
本籍						三三		四一		採用する		東京大学法学部卒業					
氏名		ふじ		田		とき		やす		(東京大学助手法学部)に							
出生年月日		昭和十五年四月六日		旧氏名						文部教官		東京大学助手法学部					
籍		〇		一		東北大学助教授法学部に昇任させる		文部大臣		採用する		東京大学助手法学部					
年号		〇		一		東北大学助教授法学部に昇任させる		文部大臣		採用する		東京大学助手法学部					
月日		〇		一		東北大学助教授法学部に昇任させる		文部大臣		採用する		東京大学助手法学部					
事		〇		一		東北大学助教授法学部に昇任させる		文部大臣		採用する		東京大学助手法学部					
項		〇		一		東北大学助教授法学部に昇任させる		文部大臣		採用する		東京大学助手法学部					
庁		〇		一		東北大学助教授法学部に昇任させる		文部大臣		採用する		東京大学助手法学部					
名		〇		一		東北大学助教授法学部に昇任させる		文部大臣		採用する		東京大学助手法学部					

履歴書月紙

裁判所

東北大学大学院法学研究科担当を命ずる

東北大学長

東北大学助教授法学部に昇任させる

文部大臣

採用する

文部教官

東京大学法学部卒業

(東京大学助手法学部)に

履 歴 書 用 紙

裁 判 所

年	号	月	日	事	項	庁	名
---	---	---	---	---	---	---	---

〃	〃	〃	〃	〃	〃	文部大臣	〃
---	---	---	---	---	---	------	---

〃	〃	五	一	東北大学教授法学部に昇任させる	行政法第一講座担当を命ずる	東北大学長	〃
---	---	---	---	-----------------	---------------	-------	---

〃	〃	一	二	〃	〃	建設大臣	〃
---	---	---	---	---	---	------	---

建築審議会専門委員に任命する

藤田宙靖

履歴書用紙			年 号 月 日	事 項	庁 名	裁 判 所
六二	一	五				
〃	七	一		建築審議会委員に任命する	建設大臣	
〃	九	一		住宅地審議会委員に任命する	建設大臣	
〃	七	一		建築審議会委員に任命する	建設大臣	
〃	九	一		任期は昭和六十一年六月三十日までとする	建設大臣	
〃	七	一		任期は昭和六十二年八月三十一日までとする	建設大臣	
〃	七	一		任期は昭和六十一年六月三十日までとする	建設大臣	
〃	九	一		任期は昭和五十九年八月三十一日までとする	建設大臣	
〃	六	二九		東北大学評議員に併任する	建設大臣	
〃	九	一		併任の期間は昭和六十年三月三十一日までとする	建設大臣	
〃	六	二九		住宅地審議会委員に任命する	建設大臣	
〃	九	一		併任の期間は昭和五十八年三月三十一日までとする	建設大臣	
〃	四	一		東北大学評議員に併任する	建設大臣	
〃	〃	〃		併任の期間は昭和五十六年三月三十一日までとする	建設大臣	
〃	〃	〃		併任の期間は昭和五十八年三月三十一日までとする	建設大臣	
〃	〃	〃		岩手大学教授人文社会科学部に併任する	建設大臣	

藤田宙靖

履 歴 書 用 紙			裁 判 所		
年	号	月 日	事 項	庁 名	
"	二	一 四	平成二年度司法試験(第二次試験) 考查委員に併任する 併任の期間は平成二年十二月三十一日までとする	法務大臣	
"	六	一 三	平成四年度司法試験(第二次試験) 考查委員に併任する 併任の期間は昭和六十四年十二月三十一日までとする	法務大臣	
"	三	一 四	昭和三十三年度司法試験(第二次試験) 考查委員に併任する 併任する 兼ねて東北大学教養部勤務を命ずる	法務大臣	
"	六	三 一	昭和六十四年度司法試験(第二次試験) 考查委員に併任する 併任の期間は昭和六十四年十二月三十一日までとする	法務大臣	
"	六	三 一	昭和三十三年度司法試験(第二次試験) 考查委員に併任する 併任の期間は昭和六十三年十二月三十一日までとする	法務大臣	
"	三	三 一	昭和三十一年度司法試験(第二次試験) 考查委員に併任する 併任の期間は昭和六十三年十二月三十一日までとする	東北大学長	

藤田宙靖

履 歴 書 用 紙		裁 判 所	
年 号	月 日	事 項	庁 名
平成 六	四 一	併任の期間は平成六年十二月三十一日までとする 東北大学法学部長に併任する	法務大臣
〃	〃	併任の期間は平成八年三月三十一日までとする 東北大学評議員に併任する	〃
〃	〃	併任の期間は平成八年三月三十一日までとする 東北大学大学院法学研究科長を命ずる	文部大臣
〃	〃	東北大学教養部兼務を免ずる	東北大学総長
〃	〃	併任の期間は平成四年十二月三十一日までとする	法務大臣
〃	〃	兼ねて東北大学教養部勤務を命ずる	〃
〃	〃	併任の期間は平成五年十二月三十一日までとする 平成五年度司法試験(第二次試験) 審査委員に併任する	法務大臣
〃	〃	併任の期間は平成六年十二月三十一日までとする 平成六年度司法試験(第二次試験) 審査委員に併任する	〃

藤田宙靖

履 歴 書 用 紙		裁 判 所	
年 号	月 日	事 項	庁 名
平成 八	一 二	行政改革会議委員に任命する (平成十年六月三十日)	内閣総理大臣
"	六 二四	中央省庁等改革推進本部顧問に任命する (平成十三年六月二十二日)	内閣総理大臣
"	四 一	東北大学教授大学院法学研究科に配置換する	"
"	八 四 一	東北大学大学院法学研究科長を免ずる	東北大学総長

藤 田 宙 靖

履歴書用紙

裁判所

年
号
月
日

事

項

庁

名

平成一四	九	二九	願に依り国土審議会委員を免ずる	国土交通大臣
"	"	"	願により中央教育審議会専門委員を免ずる	文部科学大臣
"	"	三〇	最高裁判所判事に任命する	内閣
"	"	"	願により国地方係争処理委員会委員を免ずる	総務大臣
"	"	"	東北大学名誉教授	東北大学
〃	〃	〃	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	
〃	〃	〃	簡易裁判所判事選考委員会委員長を委嘱する	最高裁判所
〃	〃	〃	フランス共和国において間接による欧州裁判官評議会委員	
〃	〃	〃	五回金賞の受賞者として同協会に功績を認められた	
〃	〃	〃	この功績を認められたため同協会に功績を認められた	
〃	〃	〃	受賞者	
〃	〃	〃	(平成十六年十一月十日 出発)	
"	"	"	中央教育審議会専門委員 (大学分科会) に併任する	文部科学大臣
"	"	"	辞職を承認する	東北大学総長
"	"	"	任期は平成十六年二月二十八日までとする	国土交通大臣
"	"	"	国土審議会委員に任命する	東北大学総長
"	"	"	文部科学教官となった	
"	"	"	整備等に関する法律附則第三条により文部教官は	
"	"	"	「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の	
"	"	"	国地方係争処理委員会委員に任命する	内閣総理大臣
"	"	"	行政法第一講座担当を免ずる	"

藤田宙靖

履歴書用紙

裁判所

年号 月日 事

項 序 名

藤田宙靖

(平成十六年十一月二十六日帰着)

// 一八

五

二四

最高裁判所判例委員会委員を命ずる

//

// 一九

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二〇

四

九

簡易裁判所判事選考委員会委員長を委嘱する

//

// 二〇

四

九

ドイツ連邦共和国において開催される独日法律家協会二十周年記念式典への出席及び欧州各国の司法事情視察のため約十日間の予定で欧州各国に出張を命ずる

// 二〇

四

九

平成二十年五月二十九日出発
平成二十年六月九日帰着

//

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員長を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

// 二二

一

二九

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

(平成二十二年四月五日限り定年退官)

最高裁判所